

平成30年 第8回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月14日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成30年第8回美瑛町議会定例会

平成30年12月14日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町体験交流住宅条例の制定について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者
負担に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について
- 第 7 議案第 6 号 平成30年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 8 議案第 7 号 平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 8 号 指定管理者の指定について
- 第10 議案第 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第11 報告第 1 号 専決処分について
- 第12 報告第 2 号 専決処分について
- 第13 意見書案第8号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書について
- 第14 意見書案第9号 国民健康保険の抜本的改革を求める意見書について
- 第15 意見書案第10号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書につ
いて
- 第16 議員の派遣について
- 第17 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（1名）

1番	福原輝美子	議員
----	-------	----

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
副町	長	石井	典夫君
会計管理者		三井	浩君
税務課	長	鈴木	貴久君
総務課	長	山下	浩史君
情報戦略室	長	今瀧	毅君
政策調整課	長	富田	敏博君
収納対策室	長	中島	二郎君
住民生活課	長	平間	克哉君
保健福祉課	長	高崎	史江里君
地域包括支援センター	所長	森	法子君
保健センター	所長	樫山	尚代君
保育センター	所長	今野	聖貴君
経済文化振興課	長	栗原	行可君
文化スポーツ推進室	長	保田	仁君
農林課	長	芝生	公之君
建設水道課	長	長野	克哉君
水道整備室	長	小杉	昌敏君
町立病院事務局	長	高島	和浩君
総務課	長補佐	竹本	匡志君
総務課	財政係長		
教育	長	千葉	茂美君
管理課	長	吉川	智巳君
図書館	長	野崎	千恵君
農業委員会	会長	川崎	章道君
農業委員会	事務局長	川合	実智代君
代表監査委員		大西	宣充君
監査事務	長	山下	浩史君

○書記

事務局長 新村 猛 君
係 長 佐藤 誉 修 君

開議挨拶

○議長（濱田洋一議員） 皆さん、おはようございます。定例会2日目、まだ全員の出席というふうにご挨拶できませんが、12番の佐藤剛敏議員が無事に何事もなかったかのように座っております。今後とも体調に十分ご留意をされてご活躍をいただきたい、そんなことを思いながら、開会にあたってのご挨拶に代えます。

開議宣告

○議長（濱田洋一議員） 本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は13人であります。本日の議事日程は印刷物で配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、6番沢尻健議員と7番野村祐司議員を指名します。

日程第2 議案第1号 美瑛町体験交流住宅条例の制定について

○議長（濱田洋一議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町体験交流住宅条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい。今野経済文化振興課長。

（経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇）

○経済文化振興課長（今野聖貴君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては1頁から4頁になります。本議案につきましては、本町の多様な地域資源を活用した体験型ツーリズムの推進と、滞在による地域住民との交流を図る施設として活用する美瑛町体験交流住宅の管理運営等について新たに条例を制定するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の目的や規定内容などの説明をさせていただきます。それでは議案を朗読します。

（議案の朗読を省略する）

それでは資料の条例の制定要旨によりご説明させていただきますので、資料の1頁をお開き願います。1の制定の要旨でありますが前段説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

2の施設の概要であります、所在は大村村山で木造二階建て、面積は102.68平米になります。

3の施設の管理・運営についてですが、当面は町の管理を予定しておりますが、将来的には指定管理制度の活用も検討していきたいと思っております。次に、条例制定の概要についてですが、本条例は、1条の目的から施行規定までの全15条例から構成されています。1条では目的、2条では名称及び位置、3条では使用時間及び休館日、第4条では使用許可、第5条では使用料、第6条では使用料の減免、第7条では使用料の返還、第8条では使用許可の制限、第9条では使用許可の取り消し等、第10条では目的外使用等の禁止、第11条では原状回復、第12条では取消し等による損害の責任、第13条では損害の賠償、第14条で管理の代行等、第15条で施行規定について規定しています。資料の説明は以上になります。

それでは議案集にお戻りください。議案集の4頁になります。4頁の1行目からになります。1行目の附則からになります。附則、施行期日、第1項、この条例は平成31年4月1日から施行する。準備行為、第2項、指定管理者の指定に関する手続及びこの条例による事前の使用の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。以下、別表の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。議案第1号についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、総括質疑を終わります。

おはかりします。

ただいま議題となっております、日程第2、議案第1号は産業経済常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は産業経済常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第3 議案第2号 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第3、議案第2号、美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） おはようございます。議案第2号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集の5頁と6頁になります。改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の3頁から5頁になりますので、同時にお開きになりましてご参照願います。今回の条例改正につきましては、別冊資料の3頁にこの条例の改正の要旨にありますように、投票所及び期日前投票所の立会人の報酬についての改正になります。立会人の報酬については、これまで国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じて、投票所の開設時間中、立会人が途中交代した場合であっても1日分の報酬額を支給していましたが、より適正かつ公平な報酬額とするため、実際の職務従事時間に応じて支給できるよう条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

資料の3頁をお開き願います。1の改正要旨につきましては、冒頭提案理由の中で述べたとおりでありますので省略させていただきます。

2の改正の概要ですが、投票所の開設時間中に途中交代して立会人の職務に従事する場合は、次のとおり算出します。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額に1日当たりの投票所の開設時間で割った値を1時間当たりの報酬額とし、この1時間当たりの報酬額に実際に職務に従事した時間数をかけて報酬額とします。この場合において、1時間未満の端数がある場合は30分以上は0.5時間とし、30分未満は切り捨てて計算します。なお、途中で交代することなく立会人の職務に従事する場合は、法律に定める額を適用しその額を支給します。

4頁、5頁の新旧対照表の説明は省略します。

資料による説明を終わりました。議案集に戻ります。議案集の6頁下段、附則になります。この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正について

○議長(濱田洋一議員) 日程第4、議案第3号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

樫山保育センター所長。

(保育センター所長 樫山 尚代君 登壇)

○保育センター所長(樫山尚代君) おはようございます。議案第3号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正についての提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、7頁から8頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の6頁から9頁になります。本条例の一部改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令において、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例と都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例措置が講じられたことから、条例の一部を改正するものであります。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

なお、別冊資料の改正の要旨及び改正の概要並びに新旧対照表につきましては、ご高覧をお願いいたします。以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等に係る利用者負担に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 美瑛町へき地保育所条例の一部改正について

○議長(濱田洋一議員) 日程第5、議案第4号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、樫山保育センター所長。

(保育センター所長 樫山 尚代君 登壇)

○保育センター所長(樫山尚代君) 議案第4号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、9頁から10頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は、別冊資料の10頁から11頁になります。本条例の一部改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令において、未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例と、都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例措置が講じられたことから、条例の一部を改正するものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

なお、別冊資料の改正の要旨及び改正の概要並びに新旧対照表につきましては、ご高覧をお願いいたします。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから、質疑を行います。改正条例全文について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町へき地保育所条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について

○議長(濱田洋一議員) 日程第6、議案第5号、美瑛町定住促進住宅条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、中島住民生活課長。

(住民生活課長 中島 二郎君 登壇)

○住民生活課長(中島二郎君) おはようございます。議案第5号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、11頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の12頁から14頁になります。今回の条例改正につきましては、昨年度取得をいたしました下宇莫別の民家と入居予定のない教員住宅を定住促進住宅として活用すべく、条例に追加するものでございます。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の改正要旨によりご説明をさせていただきますので、別冊資料の12頁をお開きください。また、改正に伴う新旧対照表は13、14頁になりますのでご参照願います。

1の改正の要旨でございますが、現在本町では定住促進住宅条例を市街地に6戸、郊外に5戸の計11戸保有をしておりますが、全戸、本町へ移住を希望される方にご利用いただき、大変喜ばれているところでございます。このことから、今後一層の定住促進住宅対策事業の推進と町有住宅の有効活用を図るため、昨年度取得いたしました民家1戸と、用途廃止の上、所管替えをいたしました旧教員住宅3戸の計4戸を定住促進住宅に追加し、新規の需要に備えるものでございます。

2の改正概要につきましては、別表第1に4戸の名称及び位置を追加、別表第2には家賃の

規定を追加するものでございます。家賃につきましては、立地・面積等を勘案いたしまして、他の定住促進住宅との均衡をはかり設定をいたしております。

3の施行期日につきましては公布の日からといたしております。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから、質疑を行います。改正条例全文について、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町定住促進住宅条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 平成30年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第8 議案第7号 平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算について

○議長（濱田洋一議員） 日程第7、議案第6号、平成30年度美瑛町一般会計補正予算についての件及び日程第8、議案第7号、平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第6号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） 議案第6号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集は12頁から27頁になります。今回の補正の主なものは、議会費では、慶弔費増による交際費の追加。総務費では、職員給与各種手当の調整による追加。交際費、広報発行事業、まちづくり寄附金増に伴う返礼品の追加。情報ネットワークWi-Fi構築事業、災害対策事業における管理事業費、交付金確定に伴う過誤納還付金の追加など。民生費では、介護及び障害者福祉の給付費などの追加。衛生費では、墓地整備工事費確定による減額など。清掃費では、大雪清掃

組合負担金の追加など。農林水産業費では、農業研修施設事業特別会計への繰出金の追加。商工費では、保養センター燃料費、圧雪車の修繕費の追加。土木費では、町営住宅室内の一般修繕費用の追加。消防費では、人事異動による組合負担金の減額。教育費では、スクールバスの購入費確定による減額と二股線バス修繕費の追加。諸支出金では、まちづくり寄附金を基金へ積み立てる追加でございます。最初に議案条文を朗読し、その後、補正の内容を説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明させていただきます。18頁をお開き願います。歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額8万円の追加。議会運営事業、慶弔費増に伴う議長交際費の追加でございます。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額1500万9000円の追加。職員給料は会計間異動によるもの、及び育児休業取得などによる給料の減額。職員手当は、管理職手当、扶養手当、時間外手当等及び会計間異動による増減によるもの、職員共済費は、共済費負担率の変更に伴う増による共済費の追加。臨時事務員等社会保険料は、雇用減に伴う社会保険料の減額でございます。

第2目、一般管理費、補正額574万6000円の減額。一般管理事業、雇用数の減による賃金の減額。まちづくり寄附金件数増に伴う返礼品発送費用の追加。非常勤職員数確定によるもので、差し引き614万6000円の減額。交際費は、渉外活動及び施設開所式に要した経費の増で40万円の追加です。

第3目、広聴広報費、補正額35万3000円の追加。広報発行事業は、広報紙記事ページ数増に伴う印刷費用の追加です。

第5目、財産管理費、補正額75万6000円の減額。庁舎維持管理事業、庁舎受電設備の改修工事費確定に伴う事業費の減額です。次の頁になります。

第6目情報管理費、補正額446万円の追加。情報ネットワーク構築事業は、町民センター全館及び寿公園にWi-Fi環境を整備する費用の追加です。

第7目、地域振興費、補正額803万2000円の減額。地域おこし協力隊管理事業、予定隊員数の減による人件費用の減額です。

第10目、災害対策費、補正額152万3000円の追加。防災活動事業は、ドローンの総合保険が2月20日で切れるため、その保険料82万円の追加。防災無線管理事業は、沢地で受信不可のため、防災無線屋外アンテナ設置に係る費用20万円の追加。十勝岳望岳台防災シェルター管理運営事業は、防災シェルの電気料50万3000円の追加です。第12目諸費、補正額1436万1000円の追加。過年度歳入過誤納還付金は、前年度の児童手当交付金確定に伴う返納金などで858万円の追加。まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金寄附件数増に伴う返礼品費用、公金代納システム利用料として578万1000円の追加です。

第2項、徴税費、第1目、税務総務費、補正額23万4000円の追加。上川広域滞納整理機構負担金、滞納整理機構の負担金確定による追加でございます。

次の頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目高齢者福祉費、補正額231万5000円の追加。介護サービス利用料軽減助成事業は、サービス対象者増に伴う助成金110万円の追加。介護予防サービス計画事業は、予防サービス受給者の増に伴う計画作成委託料、121万5000円の追加です。

第3目障害者福祉費、補正額6252万円の追加。障害者自立支援給付費及び地域生活支援事業、いずれもサービス利用者増に伴う給付費、委託料、それぞれ事業費の追加でございます。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額519万円の追加。子育て応援団運営費補助事業は、前年度剰余金確定に伴う運営費補助金、79万6000円の減額。施設型給付事業は、幼稚園利用園児数増による施設型給付費、598万6000円の追加です。

第2目保育所費、補正額186万3000円の減額。保育センター管理運営事業、前年度の剰余金確定に伴う、びえい子育て応援団指定管理委託料の減額です。

第3目へき地保育所費、補正額95万3000円の減額。へき地保育所管理運営事業、同様に、びえい子育て応援団指定管理料の減額です。

次の頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6目環境衛生費、補正額46万2000円の減額。大雪葬斎組合負担金は、前年度実績確定による負担金の減額です。

第7目墓地管理費、補正額149万1000円の減額。墓地管理事業は、下宇莫別墓地の通路などの整備工事費、事業費確定による減額でございます。第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額87万9000円の追加。ゴミステーション施設整備補助事業は、補助申請件数増に伴う4万8000円の追加、大雪清掃組合負担金は、前年度実績確定による負担金、83万1000円の追加です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額393万7000円の追加。農業研修施設事業特別会計繰出金、農業担い手研修センター運営開始に伴う指定管理委託料に対する繰出金の追加です。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額20万円の追加。保養センター管理運営事業、保養センターの燃料費の追加です。

第6目イベント推進費、補正額13万8000円の追加。イベント推進事業、圧雪車の修繕費用の追加でございます。

次の頁になります。第8款土木費、第5項住宅費、第1目住宅管理費、補正額260万円の追加。町営住宅管理事業、町営住宅の室内改修に係る一般修繕費用の追加です。

第9款消防費、第1項消防費、補正額1018万8000円の減額。大雪消防組合負担金、前年度繰越金精算及び人事異動に伴う人件費の調整による減額でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第5目通学自動車運行費、補正額18万4000円の減額。スクールバス運行事業は、二股線スクールバスの修繕に係る費用で176万5000円の追加。スクールバス整備事業は、バス購入費、確定に伴う事業費の減額と、補助金追加に伴う地方債との財源調整で194万9000円の減額です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額847万6000円の追加。丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業、まちづくり寄附金438件分を基金に積み立てる追加でございます。

歳出の説明を終わり、次に歳入について説明いたします。16頁になります。お戻り願います。歳入、第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額3244万円の追加。障害者自立支援給付費等負担金は、自立支援事業増に伴う国庫負担金の追加、施設型給付費等負担金は、幼稚園利用園児増に伴う国庫負担金の追加です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額297万3000円の追加。公衆無線LAN環境整備支援事業費補助金、町民センター等のWi-Fi環境整備事業費の国庫補助金でございます。

第2目、民生費補助金、補正額46万円の追加。地域生活支援事業費補助金、日中一時支援事業費の国庫補助金です。

第5目、教育費補助金、補正額54万円の追加、へき地児童生徒補助金、スクールバス購入事業の国庫補助金の追加です。

第14款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額1708万6000円の追加。障害者自立支援給付費等負担金、自立支援事業増に伴う道負担金の追加です。施設型給付費等負担金は、同様に幼稚園に係る道負担金です。第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額23万円の追加。地域生活支援事業費補助金、日中一時支援事業の道補助金でございます。

第16款寄附金、第1項寄附金、補正額847万6000円の追加。まちづくり寄附金438件分の追加です。まちづくり寄附金は11月26日現在、申し込み件数2338件で、累計額は6953万1000円となっています。

第17款繰入金、第1項繰入金、補正額110万円の追加。福祉基金繰入金、介護サービス利用料軽減助成事業に充当するものです。

第18款繰越金、第1項繰越金、補正額3038万円の追加。前年度繰越金です。平成29年度の繰越金1億9026万1000円のうち、今回の補正による繰越金の計上額は1億7409万7000円となり、財源保留額は1616万4000円となります。

第19款諸収入、第5項雑入、補正額121万5000円の追加。介護予防サービス計画費。受給者増に伴う計画作成費の追加です。

第20款町債、第1項町債、第7目教育債、補正額230万円の減額。過疎対策スクールバス整備事業債スクールバス購入費確定による過疎対策事業債の減額です。

歳入の説明を終わり、15頁の第2表、地方債補正の説明をいたします。15頁にお戻りください。地方債の総額からスクールバス整備事業の額確定に伴う過疎対策事業債230万円を減額し、変更後の地方債の総額を15億7470万円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個々の事業名は省略します。第2表、地方債補正、変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額8億6640万円、変更後限度額8億6410万円。合計、変更前限度額15億7700万円、変更後限度額15億7470万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じです。13頁、14頁の第1表、歳入歳出予算補正の説明は省略します。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

保田農林課長。

（農林課長 保田 仁君 登壇）

○農林課長（保田 仁君） おはようございます。議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、28頁から33頁になります。はじめに、28頁をお開き願います。農業担い手研修センター美進につきましては、平成29年、30年度に工事を施工し、本年11月30日に竣工、12月6日、検定の上引き渡しを受け、7日に完成記念式典を挙行了たものであります。来年1月7日には、指定管理を開始するとともに、長期農業研修生3戸を受け入れ、本格的に運営を開始するものであります。今回の補正は、美進の運営開始に伴う指定管理委託料等及び管理運営に必要となる刈払機等の備品購入について、予算の追加をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。最初に、歳出からご説明をいたします。32頁をお開き願います。歳出、第1款農業研修施設費、第1項施設管理費、第2目農業担い手研修センター管理費、補正額391万2000円の追加。来年1月7日の指定管理開始に伴う指定管理委託料及び居室使用料等の徴収に係る口座振替手数料を追加するものです。

第2項施設事業費、第1目施設事業費、補正額30万6000円の追加。実践農場の運営に使用する刈払機及び二連はしごを購入するための備品購入費を追加するものです。

次に、歳入についてご説明をいたします。30頁にお戻りを願います。歳入、第1款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目農業技術研修施設使用料、補正額14万4000円の追加。

長期農業研修生の居室使用料及び浄化槽使用料を追加するものです。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額393万7000円の追加。歳出補正の財源に充てるための追加でございます。内訳としては、管理運営事業繰入金363万1000円のうち、宿泊棟運営に48万2000円。実践農場運営に314万9000円で、整備事業繰入金30万6000円は備品購入に係る財源としてでございます。

第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入、補正額13万7000円の追加。長期研修生の居室、電気使用料負担金であります。

29頁の第1表、歳入歳出予算補正については説明を省略をさせていただきます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これで、2案件についての提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。はじめに、2案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで2案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第6号について総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第6号について総括質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集18頁から21頁まで。はじめに、平成30年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「はい」の声）

2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。まず20頁、2款1項7目、地域振興費について伺います。この中の21頁、みんなで歩むまちづくり、この中で803万2000円が減額になりました。この減額になった理由はこの地域おこし協力隊のあれですか、募集減による、募集が撤回するという理由なんでしょうか。もしそうであればですね、その地域おこし協力隊員の人数などをお聞きします。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） 地域おこし協力隊事業につきましては、総務省の事業で、都市部に住む方たちが1年から3年の期間の間で、隊員として専門的知識を持って美瑛町に来た場合に

ですね、いろんな経験等を生かしながら自分のスキルを持って、まちづくりに貢献していただくためにある制度でございます。今回の減額になった理由につきましては、当初予算で7名を見ておりましたが、今現在2名でございます。その間募集をして2名については、短期間、4カ月ほどで2名隊員が脱退するという形になった。それから、もう1名については内定をしていたんですけども都合により、本人都合により美瑛町に来るまでは至らなかったということで、現在5人だったんですけども、実質は2人で3人が途中で短期間就労で終わったと。1人が来れなかったというような感じになってございます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい。地域おこし協力隊員の皆さんがね、遠くから首都圏だとか、遠くから美瑛に何らかの期待を寄せて協力したいということでやってくるわけですけども、これはまだ来年の3月末まで3カ月強あるわけですね。それを今、下ろさないでですね、まだ継続して募集するっていうことはできないのでしょうか。それともこれは法的にですね、限度があって、タイムリミットがあって、そういう理由でこれを減額したのでしょうか。伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木貴久君) こちらにつきましては、当然3月まで募集のあるわけでございますけれども、現在いる事業等を勘案しながら、地域おこし協力隊にこの部分の予算がなくても、3月まで執行可能ということで減額するものでございます。近年、先ほどの質問の続きになりますけれども、短期的に4カ月でですね、断念した理由としてですね、近年長続きをしないというかですね、雇用が回復しております、完全失業率回復、それから完全失業率が下降によりましてそれぞれ、引き手売り手市場が活発化になってきているということで、企業の方も雇用についても計画的にその専門的な知識を持った人を採用するのが難しくなってきたりといったそういった状態もあります。またそれから地域おこし協力隊が最初今年で4年目に入りますけれども、全国においてそれぞれ実施していなかった町において、ほとんどの市町村において地域おこし協力隊の制度を活用し始めたということで、人が段々いなくなってきてこちらとしても苦勞しているということでございます。以上です。

○議長(濱田洋一議員) はい、他に質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集22頁から25頁まで。第3款民生費及び第4款衛生費についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集 24 頁から 27 頁まで。第 6 款農林水産業費から第 8 款土木費までについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集の 26 頁及び 27 頁。第 9 款消防費から第 12 款諸支出金までについての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案集 16 頁及び 17 頁。歳入全款についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集 12 頁から 15 頁まで。平成 30 年度美瑛町一般会計補正予算の条文並びに第 1 表歳入歳出予算補正及び第 2 表地方債補正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 6 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 7 号について質疑を行います。議案集 30 頁から 33 頁まで。平成 30 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書歳入歳出、全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集の 28 頁及び 29 頁。平成 30 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算の条文並びに第 1 表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第 7 号について質疑を終わります。

これから、討論を行います。

はじめに、議案第6号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号について討論を終わります。

次に、議案第7号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第7号についての討論を終わります。

これから、日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、平成30年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 指定管理者の指定について

○議長(濱田洋一議員) 日程第9、議案第8号、指定管理者の指定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

保田農林課長。

(農林課長 保田 仁君 登壇)

○農林課長(保田 仁君) 議案第8号の指定管理者の指定についての提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、34頁になります。農業担い手研修センター美進につきましては、本年11月30日に竣工、12月6日検定の上引き渡しを受け、その管理について、1月7日をもって一般財団法人美瑛町農業振興機構に指定管理者の指定をしたいので、美瑛町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、指定管理者の指定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

10時50分まで休憩します。

休憩宣告(午前10時25分)

再開宣告(午前10時50分)

日程第10 議案第9号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて、会議を再開します。日程第10、議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 議案第9号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集は、35頁から37頁になります。新星地域の道路及び施設を今後整備するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地に係る総合整備計画を策定し、国に提出することによって、辺地対策事業債の財政措置を受けて有効に事業が実施できることから、整備計画書の承認について議会の議決をお願いするものです。なお、この整備計画書はあくまでも現状の予定計画数値であり、事業実施に当たっては、別途予算を提出していくこととなります。それでは、最初に議案を朗読し、その後整備計画書の内容を説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

次の頁、36頁からの整備計画書になります。総合整備計画書、北海道美瑛町、新星辺地。一行省略します。1、辺地の概況。第1号、辺地を構成する町村または字の名称、上川郡美瑛町字新星。2号、3号の朗読は省略します。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。要約して内容を説明します。道路では、町道新星線は幅員が狭小で路面の損傷が激しく、地域住民の利便性が阻害されているため、当該道路を整備することにより地域住民の利便性の向上、白金・美馬牛エリアなどの周辺観光スポットを結ぶ安全な交通の流れを確保するものです。施設では町内サイクリスト人口の増加に伴い、美瑛センチュリーライドの開催やサイクリングロードの整備を行ってきたことで、町内には多くの観光客・サイクリストが町内全域を散策しています。このため、休憩ポイントとなる場所や施設の整備を行い、増加する観光客・サイクリストへの対応と新星地域に誘客を図り、周辺観光スポットとの地域内循環により地域振興・観光振興の発展に寄与するものです。

3、公共的施設の整備計画。平成30年度から平成34年度までの5年間を予定しており、事業主体は美瑛町であります。施設名、道路、新星線道路整備事業の事業費は2億7000万円。財源の内訳として、特定財源が1億7226万円。一般財源が9774万円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が9280万円です。施設、新星地区再構築事業の事業費は2億2000万円。財源の内訳として、特定財源が1億1000万円、一般財源が1億1000万円。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額が1億450万円です。合計の事業費は4億9000万円。財源の内訳として、特定財源が2億8226万円。一般財源が2億774万円。一般財源のうち辺地対策事業債の予定額が1億9730万円となり、財源充当率は95パーセントとし、このうち、元利償還金の80パーセントが交付税の算入とする計画であります。37頁になります。

4、公共的施設の整備計画内訳は前頁の3の内訳になりますが、それぞれが1事業につき、数値は3と同様になりますので、朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから、質疑を行います。議案集の35頁から37頁まで。議案本文及び総合整備計画書についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、12番佐藤議員。

○12番（佐藤剛敏議員） 佐藤です。よろしくお願いしたいと思います。総合整備計画書の中の施設についてちょっとお伺いしたいんですが、新星地区の施設、事業費2億2000万、これ当初は何て言うんだろう、今年の9月ですか、美瑛町財政運営計画の中では、この事業費のうち、辺地債が2億4500万で一般財源500万ということがあったんですが、今回出ております特定財源が1億1000万。これは特定財源っていうのはどういった財源を充てるのか、いろいろ特定財源の中にいっぱいいろいろな種類があると思いますが、その辺どの財源を使う予定なのか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 経済文化振興課長、今野課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 特定財源につきましては、現在のところ地方創生関係の交付金ということで、地方創生関係の交付金を予定しているところです。以上です。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 12番佐藤議員。

○12番（佐藤剛敏議員） この2億2000万の施設なんですけど、これはコンクリートになる、まあ今までは実施設計書を出しておりますが、今回、事業費を実施設計できて金額も決まったことで、この金額になったと思うんですが、これをコンクリートということでよろしいんで、ということは、計画書があって、実施設計があってそれに基づいてやってくよと。これはもう関連してやることだよということなのか、その辺どうなんですか。というのは、2億だから結構金額も大きいんではっきり言って当初予算から出てくるのか、それともこれは町長も辞めるということを表示してますし、僕ら議員だっているかいけないか分からないところなんで、その辺は新しくなった人たちが決めていくということでよろしいんでしょうか。どうしてもやらなきゃいけないということなのか、その辺の考え方っていうのはどのようなことになるのでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 今野経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（今野聖貴君） 今回のこの提案につきましては、あくまでも辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の法律にのっとってですね、手続の中であるものであってですね、あくまでもここにも書いて、先ほども提案の理由でもありましたけれども、財政上の計画を定めるということでもありますので、大枠を定めるというものであります。これがこの額でいくのかということではありませんので、あくまでも全体枠ということで答弁させていただきます。また当初予算計上かどうかということ、これからのことになると思いますので、今のところは何とも言えないような状況かなというふうに考えております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、12番佐藤議員。

○12番（佐藤剛敏議員） 何とも言えないと言われて、出るのか出ないのか分からないのは確かにそうだと思うんですが、これは町長にお伺いしても良いのかどうか分からないので、考え方として早急にやりたい事業案件なのか、それとも、いやもう少し議論を深めた中でやっていきたいのかというところどうなのかということなんでございます。その辺どうなんですか。

○議長（濱田洋一議員） はい、暫時休憩。

休憩宣告（午前10時59分）

再開宣告（午前11時07分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。

佐藤議員の質問についてはこれで一旦打ち切ります。

他に、質疑はありませんか。

（「はい」の声）

9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） もしかしたら、また同じやりとりになるのかもしれませんが、ちょっと言葉を気を付けて丁寧に質問させていただきます。今回の総合整備計画の提案に当たりまして、議会側からは特に施設の方の事業内容・概要についての資料を議会として資料請求をいたしました。そうしたところ内容については提出はできないという回答でありました。つまりですね、どのような、この施設について、事業を行うのかという審議の中身ですね、具体的な中身が分からない状態で今こうして質疑をさせてもらわなければいけない状況になってます。ある意味で何て言いましょうか、戸惑っているような感じがあります。概要はここに書いてあるとおりでよというのであれば、そのまま受け取るしかないんですけども、総合整備計画、この計画は総務省に出される計画です。その前の段階で北海道と協議をなさっているはずですけども、北海道とどのような計画をしますよという協議をなさったのか、どのような資料に基づいて、北海道と協議をしてここの、今この整備計画に至ったのか、その北海道とのやりとりについてお尋ねをしたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木貴久君） こちらの辺地総合整備計画と北海道との協議でございますけども、新星地域の公共施設の整備を図るために、今年の30年1月10日に北海道との事前協議を行っています。その時の数値がこの整備計画書の内容の中身でありまして、新星線道路が2億7000万円。新星地区再構築事業2億2000万円。あくまでもこの段階で概算の事業費ということで協議を始めております。その後、30年度に入りまして、4月の頭に北海道との正式協議、この時も同額で協議を行い、5月にこの計画については異義がないということで通知を受けているところでございます。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） 9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） 私お尋ねした中身その額は分かりますんで、工事費用、ハードものの工事費として事業費としてこのぐらいの見通しになるという協議があるのは分かりますけれども、その建てた後の建物をどのように使うのかということについてお尋ねをしているわけでございます。大事なことだと思います。当初予算でも実施設計費として計上されています。その後も議会の中でやりとりもありました。その中で出てきた中身は、四季の交流館をサイク

リスト向けの宿泊施設として再整備をしていきますという内容でございます。やりとりの中では年間5000万の売り上げという具体的な数字のご提示も過去ございました。私たち議会は、その前提で今この場に臨んでいるわけでございます。これが、その計画がまだ固まってないということなのか、あるいは総合整備計画書の中身見ますと、休憩ポイントとなる場所がないと。となりますと、宿泊施設ではなくて休憩所を作ろうとしているのか。その辺りも不明なわけがあります。このままで今審議を続けろと言われても、先ほど申しましたとおり戸惑いを覚えるとか言いようがないわけであります。万が一、もし宿泊施設として、再整備を図っていくということでございましたら、それは営利活動を伴う事業となります。そうであるならば、収支計画書をはっきりと提示されるべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（濱田洋一議員） はい、暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時11分）

再開宣告（午前11時13分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。

はい、鈴木総務課長の答弁から。

○総務課長（鈴木貴久君） まず、この総合整備計画、新星地区でございます。議案書の36頁に辺地の概要ということで、まずは辺地を有利な起債を活用するために、まず辺地、地区の地区取りを定めなきゃなりません。その定めるところが新星地区であり、2号3号議案の中で省略しましたけども、中心の位置がこの地番の番号になって、辺地点数が144点と、まずここで地区取りを行います。北海道との協議においてはこの内容で当初これでいくということでした承を得て、後日、実際に借入れをもちろん認められて借入れをする場合に、総合的な中身の詳細なる計画が必要になってくるということでございます。以上です。

○議長（濱田洋一議員） はい、暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時14分）

再開宣告（午後1時30分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

午前中、角和議員の質疑の中から中断をしておりましたが、議運あるいは全員協議会等で論点を整理し、再度、角和議員の3回目の質疑から再開をするということに決定をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。それでは始めます。

（「はい」の声）

はい、角和議員、9番角和議員。

○9番（角和浩幸議員） 先ほど来から総合整備計画の施設の事業概要について、角度を変えてお尋ねをしてみました。現時点では固まった計画というものはない。これからその中身については精査もあり得るというご回答だと思っております。実施設計の提出以来、議会内でも

いろいろやり取りがございましたけれども、現時点では、辺地債に係る総合整備計画書の事業概要といたしましては、議案書の36頁にございます施設の欄にあるこの説明、これが現時点での計画であるというふうに承っておきます。そして、ここから肉付けなりがあるようでしたら、さらに、理事者側、議会側との協議が進むという理解をしておりますがよろしいでしょうか。

○議長（濱田洋一議員） 答弁しますか、いいですか。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

○町長（浜田 哲君） 先ほど佐藤議員さんからの質問に町長が答弁するものではないよといった部分も含めてお話をさせていただきますが、今までも過疎計画、辺地計画たくさん皆さん方に出してきています。そして財源を確保して事業を検討し、そして提案をさせていただいて、議会で審議をいただいて事業が実施されます。今回の計画につきましてもですね、道路とそれから建物について辺地という整備事業という事業の基本の中で検討してみたいと、計画を検討してみたいということでもありますから、そこでいつ提案するのかって言われてもですね、採算性がどうだと言われてもですね、答えれる何もものもないんですね。やはり計画という部分の意味を議員さん方にちゃんと理解をしていただいて、これまでも何度も出させていただいていますから、そして計画の部分についての質疑を出していただければ私は答弁できるんですけども、そこで答弁できない内容をお前どうだと言われても私にとっては答弁できるものではないということ、今角和議員さんから質問ありましたとおり、私どもとしては辺地の整備事業の中でこの事業を今後検討していきたいという提案をさせていただいているわけですから、ぜひご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に質疑はありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） 私はですね、基本的にですね、運営計画が提示を求めたわけですけども、これについては、残念ながら示されていないという認識しております。一般的に一般論ですけどもね。計画というものはですね、三つの要素でできてると思うんですね。一つは目的、それから概略図、それと連動する概略予算ですね。これは一つとして見ていいでしょう、目的と概略図、予算と、それから三つ目にですね、運営計画なんですね、この運営計画が1番大事な要素だと思います。民間ではですね、この運営計画のないものは、これは話になりません。これはもうだからと言ってですね、地方自治体がですね、運営計画なくてもいいよということにはならないと思うんですね。この前私も一般質問で評価制度について質問しましたけどね。やっぱりやる以上ですね、町民の健康だとか福祉だとか、そういう文化だとかですね、そういう

効果が必ず見込めなければなりません。それもですね、ある程度の赤字は許されるでしょう。しかし、大赤字はこれは認められません。今回ですね、運営計画が示されていないということは、将来の見通しが見通せないと、町民にも説明できないと。この根本的なですね、ことが問われてると思うんですよ。今の条件でですね、議会がもしも認めてしまったら、ここで認めてしまったら、やっぱりずっと進んでいくでしょう。そうしたら、うまくいかなければ議会の責任を問われるわけですね。その辺の基本的な考え方を伺います。

○議長（濱田洋一議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午後 1時34分）

再開宣告（午後 1時42分）

○議長（濱田洋一議員） 会議を再開します。

他に、質疑はありませんか。

（「なし」の声）

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第11 報告第1号 専決処分について

○議長（濱田洋一議員） 日程第11、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、芝生建設水道課長。

（建設水道課長 芝生 公之君 登壇）

○建設水道課長（芝生公之君） 報告第1号の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、38頁になります。白金美瑛支線両泉橋架換工事、下部工は、平成30年第2回臨時議会で請負契約の締結についての議決をいただいているところです。今回におきましては、仮設工の水替えについて数量が確定したことにより、244万800円の増額とな

ったことから、12月3日に専決しましたので報告するものです。それでは、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第12 報告第2号 専決処分について

○議長(濱田洋一議員) 日程第12、報告第2号、専決処分についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、芝生建設水道課長。

(建設水道課長 芝生 公之君 登壇)

○建設水道課長(芝生公之君) 報告第2号の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、39頁になります。丸山通り線道路改良舗装工事、第1工区は、平成30年第2回臨時会で請負契約の締結についての議決をいただいているところです。今回におきましては、連携柱の位置が決まり、それに伴う各数量が確定したことにより、42万1200円の減額となったことから12月3日に専決しましたので報告するものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異義なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

日程第13 意見書案第8号 日米物品貿易協定交渉に関する意見書について

○議長(濱田洋一議員) 日程第13、意見書案第8号、日米物品貿易協定交渉に関する意見書についての件を議題とします。本件についての趣旨説明を求めます。7番野村祐司議員。

(「はい」の声)

7番野村議員。

(7番 野村 祐司議員 登壇)

○7番(野村祐司議員) 意見書案第8号、日米物品貿易協定交渉に関する意見書について。

(議案の朗読を省略する)

以上、賛同賜りたくご提案を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第13、意見書案第8号の件を採決します。意見書案第8号、日米物品貿易協定交渉に関する意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第8号の件は決議をすることに決定し、決議書に関係機関に送付することにします。

日程第14 意見書案第9号 国民健康保険の抜本的改革を求める意見書について

○議長(濱田洋一議員) 日程第14、意見書案第9号、国民健康保険の抜本的改革を求める意見書についての件を議題とします。本件についての趣旨説明を求めます。はい、13番杉山勝雄議員。

(「はい」の声)

はい、13番杉山議員。

(13番 杉山 勝雄議員 登壇)

○13番(杉山勝雄議員) 意見書案第9号、国民健康保険の抜本的改革を求める意見書について。

(議案の朗読を省略する)

以下、記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第14、意見書案第9号の件を採決します。意見書案第9号、国民健康保険の抜本的改革を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第9号の件は決議することに決定をし、決議書に関係機関に送付することにします。

日程第15 意見書案第10号 後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書について

○議長(濱田洋一議員) 日程第15、意見書案第10号、後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書についての件を議題とします。本件について、趣旨説明を求めます。

はい、3番京屋議員。

(「はい」の声)

はい、3番京屋議員。

(3番 京屋 愛子議員 登壇)

○3番(京屋愛子議員) 意見書案第10号、後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書について。

(議案の朗読を省略する)

後は記載のとおりでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第15、意見書案第10号の件を採決します。意見書案第10号、後期高齢者の医療費窓口負担2割化の検討中止を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第10号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにします。

日程第16 議員の派遣について

○議長（濱田洋一議員） 日程第16、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条、第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定に基づき、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思います。

おはかりします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることにご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定しました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合には、議長において承認をしたいと思いますので、ご了承をお願い申し上げます。

日程第17 所管事務調査の申し出について

○議長（濱田洋一議員） 日程第17、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長角和浩幸議員、産業経済常任委員会委員長佐藤晴観議員、議会運営委員会副委員長沢尻健議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については、各委員長及び副委員長からの申し出のとおり承認をしたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長及び副委員長の申し出のとおり承認をすることに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合においては、議長において承認をしたいと思いますので、ご了承をお願い申し上げます。

閉会宣告

○議長(濱田洋一議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成30年第8回美瑛町議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長(濱田洋一議員) 午後にまたがりましたけれども、無事、2日目終了することができました。お礼を申し上げたいと思います。深い論議ができたところと、まだまだお互いにですね、理解が足りないなというところ、それぞれあるかなと思います。我々の任期もあと4月までというところではありますが、さらに、いろんな意味でお互い深い理解をできるように、そして町民のために、このことが反映されますよう心からご期待申し上げて、12月の定例会の閉会にあたってのご挨拶に代えます。ありがとうございました。

午後 2時03分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成31年2月22日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 沢尻 健

議員 野村 祐司